

「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」にかかるパブリックコメントでいただいた主なご意見と県の考え方

対応区分

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
- ⑤その他(①～④に該当しないもの)

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれがある表現が含まれている場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

※「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」素案冊子におけるページです。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
1	全般	—	表紙に計画期間「2024(令和6)～2027(令和9)年度」を明記すれば、活用されやすいのではないかと。	①	ご意見のとおり、記載します。
2	第2章 人権施策の推進 【101】人権啓発 2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題	4	「地域等の実情に応じた」を「地域等の実情や人権課題に応じた」に修正してはどうか。	①	ご意見のとおり、記述を修正します。
3	第2章 人権施策の推進 【101】人権啓発 3 取組方向 (2)さまざまな主体との協働による啓発活動の推進	4	①さまざまな主体と連携した啓発の実施 「人権尊重やダイバーシティの視点に立ったまちづくりに向け」を「人権尊重やダイバーシティの視点に立った人権のまちづくりに向け」に修正してはどうか。	①	ご意見のとおり、記述を修正します。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
4	第2章 人権施策の推進 【102】人権教育	6	「国際的に認められた人権」の観点では、日本で働く外国人技能実習生のうちかなりの割合が、強制労働させられている状態にある。また、強制労働で作られた製品が、日本に大量に入ってきている。外国人の人権問題は深刻だと言わざるを得ず、対処が遅れている。外国人の人権に関する研修を最も充実させる旨を明記すべき。	①	ご意見をふまえ、「【306】外国人 3 取組方向(1)①多文化共生への環境づくり」において研修会等を開催する旨を追記します。
5	第2章 人権施策の推進 【102】人権教育 3 取組方向 (2)学校教育における人権教育の推進	8	①人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進 「人権問題を自らの課題としてとらえ」の前に、「差別の現実から深く学び」を追記する。	①	ご意見のとおり、記述を修正します。
6	第2章 人権施策の推進 【202】紛争解決に向けた取組の充実	16	※1 面前DV DVは、夫から妻だけでなく、妻から夫への暴力もある。また、同性同士のパートナー間でもおこる可能性がある。そうした表記にしていきたい。	①	ご意見をふまえ、「配偶者や恋人など」と修正します。
7	第2章 人権施策の推進 【301】部落差別(同和問題) 【人権施策基本方針におけるめざす姿】	17	「教育・行政機関をはじめ」を「家庭・教育・行政機関をはじめ、社会全体で」や「企業・教育・行政機関をはじめ」などとする。	②	教育機関や行政機関が取り組むことに加えて、「さまざまな主体が連携しながら」と記述しており、「さまざまな主体」には家庭・企業も含まれています。
8	第2章 人権施策の推進 【302】子ども 3 取組方向 (2)子どもの健やかな成長のための環境づくり	21	子どもに関わる項目である以上、子どもが主体となった取組といった視点も必要でないか。「①相談窓口の整備充実等の子育てを支えるための施策の推進」については、保護者だけでなく、子どもも相談できるなど、子どもへの支援といった視点での取組を考えてもらいたい。	①	ご意見をふまえ、①のタイトルを「子育て」から「子どもの育ち」に修正するとともに、子どもが自ら悩みなどを相談できる旨を追記します。
9	第2章 人権施策の推進 【302】子ども 3 取組方向 (3)児童虐待防止と啓発活動の充実	22	①児童虐待防止と社会的養育の推進 児童虐待防止・解決のためには福祉部門等との連携による保護者への支援も必要で、基本方針にもその旨の説明があり、「福祉担当部署とも連携して」を補足してもらいたい。	①	ご意見をふまえ、関係機関が連携する旨を追記します。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
10	第2章 人権施策の推進 【302】子ども	23	※3 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)をもとに 2022年に成立、2023年4月から施行された、「こども基本 法」についても触れておくといよいのではないか。	①	ご意見をふまえ、「3 取組方向(1)①子どもの権利について子 ども、保護者等が学習する機会の充実」に「こども基本法」を追 記するとともに、注釈に法の目的を加筆します。
11	第2章 人権施策の推進 【303】女性 3 取組方向 (2)働く場におけるジェン ダー平等が確保された 多様な生活や働き方を 実現できる環境づくり	25	③育児・介護期の労働者に対する支援 「男女が共に育児・介護休業制度を活用できるよう、制度定 着に向けた啓発を進めます」とあるが、男性が制度を活用 するには、啓発だけでなく、取りやすい制度となるよう人員 の確保など環境づくりもあわせて必要だと考える。	①	ご意見をふまえ、男女ともに制度が活用しやすい環境づくりも あわせて進める旨を追記します。
12	第2章 人権施策の推進 【303】女性 3 取組方向 (3)暴力等から人権を守 る環境づくりと健康の支 援	26	⑤性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に向け た取組 普及・啓発の対象を「思春期の子どもたちを含めた全ての 若い世代」としているが、性教育を自分や相手を大切にす る人権教育ととらえ、幼少期からの取組が必要である。対 象をもっと広げて記載してほしい。	①	ご意見をふまえ、思春期の子どもに限定しない記述に修正しま す。
13	第2章 人権施策の推進 【304】障がい者 3 取組方向 (1)障がい者の権利擁護 の推進	28	障がい者本人の権利を擁護するための視点だけでなく、障 がい者の家族への支援も必要である。	①	ご意見をふまえ、「②障がいを理由とする差別の解消」に、障 がい者やその家族等からの相談に応じる旨を追記します。
14	第2章 人権施策の推進 【305】高齢者 3 取組方向 (2)高齢者の人権に配慮 した社会環境の整備	33	①高齢者虐待の防止と適切な対応 高齢者への虐待防止・解決のためには家族への支援も必 要。「家族への支援」を補足してもらいたい。	②	家族の支援など高齢者虐待防止法に基づく虐待に係る対応 は、市町の役割と規定されており、県では市町への研修会 の実施などにより高齢者虐待の防止に向けた取組を支援してい ます。

番号	該当箇所		ご意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	該当項目	ページ			
15	第2章 人権施策の推進 【306】外国人 3 取組方向 (1)多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進	36	②国際理解等に関する啓発の推進 「ヘイトスピーチについては」の前に、「日本との歴史的関係性を正しく理解し」を追記する。	②	外国人住民の歴史的経緯を正しく理解することの必要性については、次の段落で記載しています。
16	第2章 人権施策の推進 【306】外国人 3 取組方向 (3)外国人の権利擁護と社会参画の促進	37	③外国人児童生徒への教育支援 「県立高校入試における外国人生徒に対する合理的配慮措置を設定するよう具体的に検討します」と加えてもらいたい。 文部科学省「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告書」において「公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮について、地域の実情に応じて充実が図られるように促す」と掲げられている。	①	本県では「海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜」を、県立高校56校のうち22校32学科・コースで、母国語と英語の辞書の持ち込みを認める、5教科の学力検査から教科数を減じるなど、特別措置を既に行っています。 ご意見の趣旨をふまえ、県立高校入試においては、合理的配慮措置を引き続き実施する旨を追記します。
17	第2章 人権施策の推進 【310】性的指向・性自認	48	「三重県パートナーシップ宣誓制度」について、仕事や家庭その他の事情で事実婚を余儀なくしている戸籍上異性であるカップルに対しても、この制度の対象から除外するのではなく、含めることを検討するのがよい。	③	三重県パートナーシップ宣誓制度の対象を異性の事実婚カップルまで拡大するかについては、他県の動向にも注視しつつ、市町、有識者、現制度にご協力いただいている企業や団体等の意見を丁寧に聞きながら、課題の整理も含め、制度の必要性について検討していきます。
18	第2章 人権施策の推進 【310】性的指向・性自認 3 取組方向 (3)性の多様性に関する啓発・教育の推進	49	学校教育では、性の多様性に関する啓発や教育の推進は重要である。性の多様性の教育を推進するためには、学校の環境を整備するという視点も必要であると考えます。公共施設・学校施設等における性の多様性に対応するための環境整備についての記載を求める。	①	ご意見をふまえ、「①性の多様性に関する啓発の推進」に環境づくりを含め普及・啓発に取り組む旨を追記するとともに、「②性の多様性に関する教育の推進」に誰もが利用しやすい学校施設の整備を図る旨を加筆します。
19	第2章 人権施策の推進 【311】ひきこもり 3 取組方向 (3)社会参加と多様な担い手の育成・確保	51	①社会参加・活躍できる環境の整備 「家庭以外に安心できる場や人とつながる機会を提供する」について、ひきこもり当事者が今まで出会ってきた、安心して関われる人とつながることができる機会も選択肢に入れて提供できるとよい。今までの成功体験に関わった人々との関わりも安心したつながりとして大切である。	②	ひきこもり当事者にとって安心できる場所や人はそれぞれ異なるため、一人ひとりの心情や希望等に寄り添った支援に今後も取り組んでまいります。